

令和7年度京都お仕事相談窓口運営業務委託 落札者決定基準

令和7年度京都お仕事相談窓口運営業務委託に係る総合評価競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）及び企画提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

- 総合評価の方法

- 1 評価値

評価値の満点を 300 点とし、その内訳は価格評価点を 100 点、技術評価点を 200 点とする。さらに、技術評価点は仕様の適合性等「価格と同等に評価できる項目」の評価を 100 点、企画提案の創造性や新規性等「価格と同等に評価できない項目」の評価を 100 点とする。

- 2 価格評価点の評価方法

価格評価点は、予定価格の制限の範囲内にあるものについて、次の計算式による。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格 (税込)} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

[小数点以下切り捨て]

- 3 技術評価点の評価方法

技術評価点は、別表の評価基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

- 4 落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、同点の場合は、くじ引きにより決定するものとする。

- 5 その他

以下の場合には、落札の対象としない。

- 仕様を満たしていない場合